

横須賀市健康診査等実施要綱

(総則)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第17条及び第19条の2の規定により実施する健康診査及び各種の検診並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条の規定により実施する健康診査（以下「健康診査等」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(健康診査等の種類)

第2条 健康診査等の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 成人健康診査
- (2) 医療保険非該当者の健康診査
- (3) 後期高齢者健康診査
- (4) 胸部検診
- (5) 大腸がん検診
- (6) 子宮頸がん検診
- (7) 乳がん検診
- (8) 胃がんリスク検診（リスク層別化検査）
- (9) 前立腺がん検診
- (10) 肝炎ウイルス検診
- (11) 骨密度検診
- (12) 歯周病検診
- (13) 妊婦歯科検診

(対象者)

第3条 健康診査等を受けることができる者は、市内に居住する者のうち別表第1に掲げるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(健康診査等の実施)

第4条 市長は、健康診査等の一部を市内の医療機関、一般社団法人横須賀市医師会及び一般社団法人横須賀市歯科医師会に委託して実施するものとする。

(受診手続等)

第5条 健康診査等の受診手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の規定により市長が健康診査等の実施を委託した医療機関（以下「委託医療機関」という。）において健康診査等を受けようとする者は、広報等により周知する健康診査等の期間及び場所において、その旨を申し

出で受診するものとする。ただし、次に掲げる場合は、ア又はイに掲げる健康診査等の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定めるとおりとする。

ア 歯周病検診 市長から歯周病検診無料受診券の交付を受け、委託医療機関に当該受診券を提出して受診するものとする。

イ 妊婦歯科検診 市長から妊婦歯科検診無料受診券の交付を受け、委託医療機関に当該受診券を提出して受診するものとする。

(2) 健診センターにおいて健康診査等を受けようとする者は、市長にその旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項第2号の規定により健康診査等の申出があったときは、受診希望者に受診日及び受診場所を通知する。

3 健康診査等を受けることのできる回数は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる受診できる回数とする。

(費用負担)

第6条 健康診査等を受ける者が受診の際、納入する額は、健診センターについては保健センター条例（平成17年横須賀市条例第32号）別表に規定する額とし、委託医療機関については別表第2に掲げるとおりとする。

(費用の免除)

第7条 市長は、次のいずれかに該当する者から前条に規定する費用の負担について、市民健診費用免除申請書（第1号様式）の提出又は保健センター条例施行規則（令和4年横須賀市規則第33号）の規定に基づく減免申請があったときは、当該費用を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(3) 当該年度（5月に実施する健康診査等にあつては前年度）の市町村民税が非課税の世帯に属する者

(4) 災害その他特別の理由があると認められる者

2 市長は、前項の規定により費用の免除を決定したときは、市民健診費用免除決定通知書（第2号様式）を交付するものとし、交付を受けた者は、健康診査等の際、当該通知書を提出するものとする。

(受診結果の通知)

第8条 市長は、健康診査等の結果を受診者に通知するものとする。

2 委託医療機関において健康診査等を受診した場合は、委託医療機関が健康

診査等の結果を受診者に通知するものとする。

(確定診断報告)

第9条 委託医療機関は、各種がん検診の結果により確定診断を必要とする者に対して精密検査をしたときは、その確定診断の結果を市長に提出しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、健康診査等の実施に関し必要な事項は、民生局健康部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 横須賀市成人健康診査実施要綱(昭和58年4月1日制定)

(2) 横須賀市がん検診実施要綱(昭和62年4月1日制定)

(3) 成人歯科健康診査事業実施要綱(平成13年4月1日制定)

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行し、平成21年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、平成23年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条第3項関係）

区 分	対 象 者	受診できる回数
成人健康診査	18歳以上40歳未満の者	1年度につき1回
医療保険非該当者の健康診査	生活保護法に基づく生活保護を受けている世帯に属し、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている40歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条の特定健康診査の対象とならないもの	1年度につき1回
後期高齢者健康診査	神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者	1年度につき1回
胸部検診	40歳以上の者	1年度につき1回
大腸がん検診	40歳以上の者	1年度につき1回
子宮頸がん検診	20歳以上の者	1年度につき1回
乳がん検診	40歳以上の者（前年度に乳がん検診を受けた者を除く。）	2年度につき1回
胃がんリスク検診（リスク層別化検査）	20歳、30歳及び40歳以上の者（過去に胃がんリスク検診を受けたことがない者及び前回の検診に係る判定がA群であって5年以上経過している者に限る。）	1年度につき1回。この場合において、令和元年度以前に受診した者は、令和2年度以降1回のみ受診可能とし、令和2年度以降に初めて受診した者は、

		2回まで受診可能とする。
前立腺がん検診	50歳以上の者（過去2年間における検診にかかる判定がA判定以外の判定である者に限る。）	1年度につき1回
肝炎ウイルス検診	40歳以上の者であって、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのないもの	1回のみ
骨密度検診	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳及び75歳の女性	1年度につき1回
歯周病検診	18歳以上の者（健診センターで受診する者及び歯周病検診無料受診券の交付を受けた者に限る。）	1年度につき1回
妊婦歯科検診	妊娠中の者（第5条第1項第1号イに規定する妊婦歯科検診無料受診券の交付を受けた者に限る。）	妊娠期間中に1回

別表第2（第6条関係）

区 分	負 担 額
成人健康診査	1,250円
医療保険非該当者の健康診査	無料
後期高齢者健康診査	無料
胸部検診	520円
大腸がん検診	520円
子宮頸がん検診	1,680円

乳がん検診	問診、視触診	420円
	乳房エックス線撮影診断	1,250円
胃がんリスク検診（リスク層別化検査）		1,360円
前立腺がん検診		730円
肝炎ウイルス検診	40歳	無料
	41歳以上	1,250円
骨密度検診	D X A 法 （腰椎・大腿骨）	1,600円
	D X A 法（橈骨他）又は R A 法	1,050円
	超音波法	600円
歯周病検診		無料
妊婦歯科検診		無料

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、当該年度の4月1日において次に掲げる年齢に達する者が子宮頸がん検診、乳がん検診及び20歳・30歳の胃がんリスク検診（リスク層別化検査）を受診する際の負担額は、無料とする。この場合において、受診者は、市長が交付する無料券を受診時に提出するものとする。
 - （1）子宮頸がん検診 20歳、24歳、28歳
 - （2）乳がん検診 40歳、42歳、44歳
 - （3）20歳・30歳の胃がんリスク検診（リスク層別化検査） 20歳、30歳
- 2 前項（1）及び（2）に規定する者が無料券の交付を受ける前に受診し、費用を支払った場合は、市長は、当該受診者の申請により、内容を確認の上、その費用を助成するものとする。
- 3 第1項第2号の規定により負担額が無料となる者として無料券の交付を受けた者は、交付を受けた年度に、別表第1の規定に定める受診の制限にかかわらず、当該無料券を利用して乳がん検診を1回受診することができる。この場合において、無料券を利用して受診した翌年度は、別

表第1の規定により乳がん検診を受診できないものとする。

第1号様式（第7条第1項関係）

市 民 健 診 費 用 免 除 申 請 書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所	
申請者 氏名	
生年月日	
<p>市民健診費用の免除について申請します。また、市長が、市民健診費用の免除の決定のための審査に必要な申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市税等に関する事項を調査することについて同意します。</p>	
健康診査等の種類	
免 除 額	
理 由	
(事務処理欄)	

第 2 号様式（第 7 条第 2 項関係）

市民健診費用免除決定通知書

様

市民健診費用の免除を決定します。本決定の有効期限は、 年
月 日までです。

年 月 日

横須賀市長

印